

議案第 37 号

市川南 7 号幹線建設工事委託に関する基本協定の変更について

市川南 7 号幹線建設工事委託に関する基本協定について、次のとおり変更協定を締結したいので、市議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 8 日提出

市川市長 大久保 博

記

- 1 件 名 市川南 7 号幹線建設工事委託に関する基本協定
- 2 施工場所 起点 市川市稲荷木 1 丁目地内
終点 市川市大和田 2 丁目地内
- 3 協定金額 3, 307, 872, 000 円
- 4 協定方法 随意契約
- 5 協定相手方 東京都文京区湯島 2 丁目 31 番 27 号
日本下水道事業団
代表者 理事長 辻原 俊博
- 6 協定概要 現在整備中の東京外かく環状道路と合わせて整備する市川南 7 号幹線における大和田ポンプ場に流入する管渠^{きよ}の建設工事に関し、日本下水道事業団に雨水管渠及び人孔施設の築造工事を委託しているものであり、工事において汚染土が発現したことにより処分費用が増加になったこと等から協定金額を変更するもの。

理 由

既定予算に基づく市川南7号幹線建設工事委託（その2）について、日本下水道事業団との間に「市川南7号幹線建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定」を締結したいので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第2条の規定により提案するものである。

議案第 37 号の参考 1

市川南 7 号幹線建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定
(案)

市川市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、平成 25 年 6 月 21 日甲と乙との間で締結した市川南 7 号幹線建設工事委託に関する基本協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第 1 条 原協定第 4 条中「3,017,872,000 円」を「3,307,872,000 円」に改める。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 千葉県市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号
市川市
代表者 市長 大久保 博

乙 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
日本下水道事業団
代表者 理事長 辻原 俊博

議案第 37 号の参考 2

新旧対照表（議案表題部分）

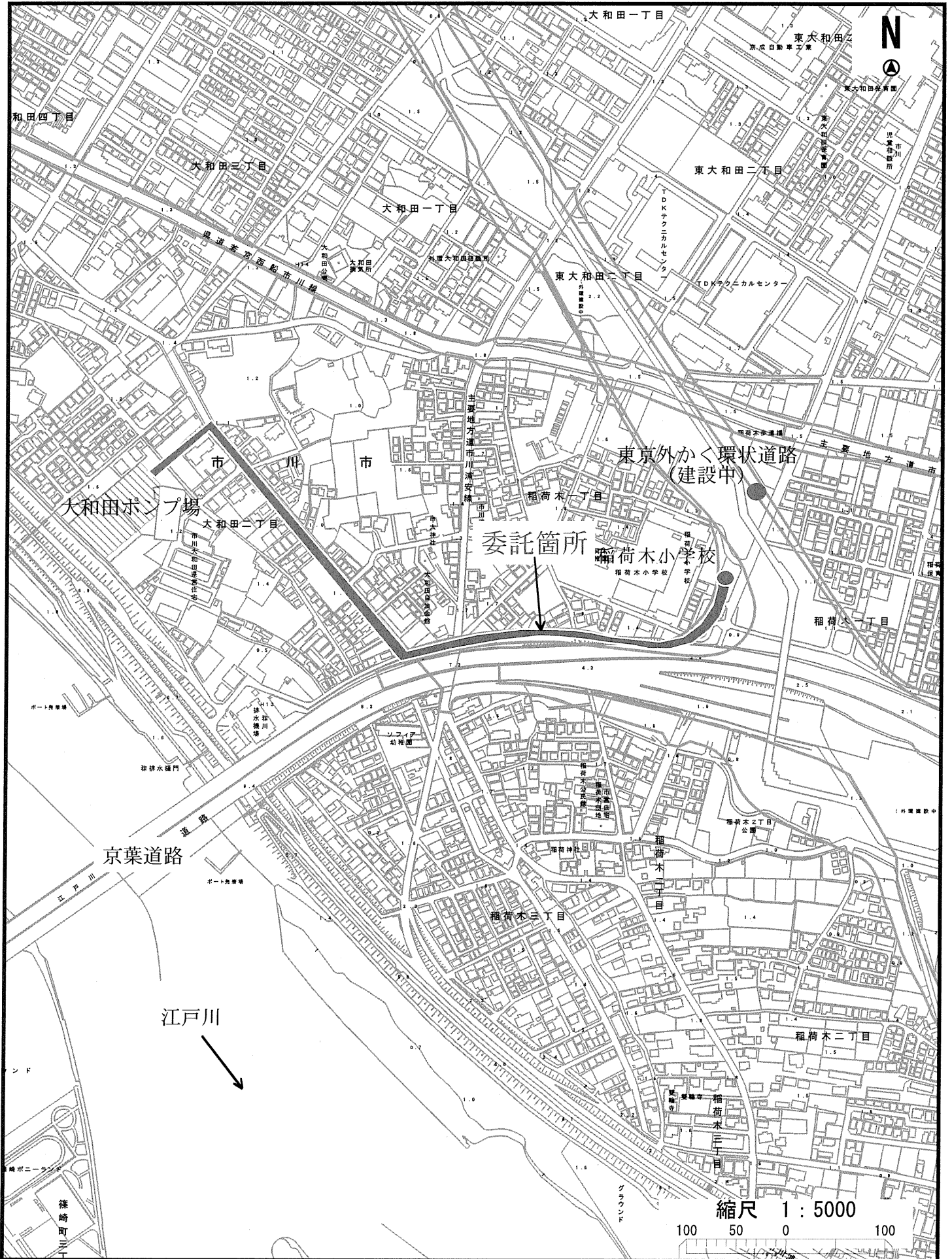
	変更前 (平成 25 年 6 月 17 日議決 議案第 7 号)	変更後 (平成 29 年 9 月定例会上程 議案第 37 号)
協定金額	3, 0 1 7, 8 7 2, 0 0 0 円	3, 3 0 7, 8 7 2, 0 0 0 円

議案第 37 号の参考 3

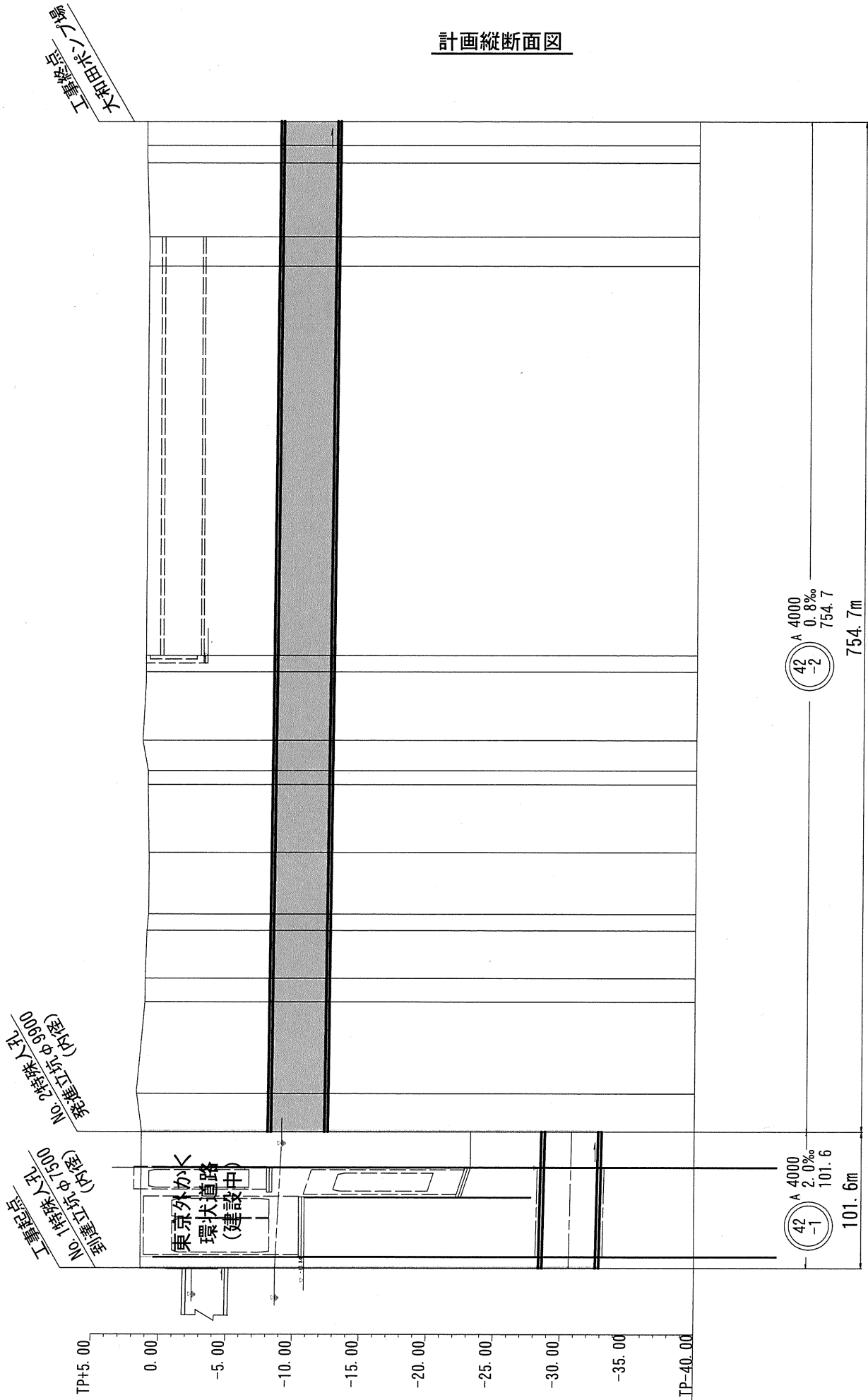
新旧対照表（基本協定抜粋）

主な変更箇所	変更前	変更後
協定名称	市川南 7 号幹線建設工事委託に関する基本協定	市川南 7 号幹線建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定
第 4 条	建設工事の予定概要事業費は、金 3,017,872,000 円とする。	建設工事の予定概要事業費は、金 3,307,872,000 円とする。

案内図



計画縦断面図



凡例

委託箇所

大井田田中
 建設工事
 委託箇所